

食品安全委員会第 180 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 19 年 3 月 1 日（木） 14:00 ～ 14:33

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について（評価要請の取下げ）

・遺伝子組換え食品等 2 品目

B R G - 1（ α -アミラーゼ）

マルチフェクト キシラナーゼ（キシラナーゼ）

（厚生労働省からの説明）

（２）農薬専門調査会における審議状況について

・「フェンプコナゾール」に関する意見・情報の募集について

（３）食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）

（４）食品安全モニターからの報告（平成 19 年 1 月分）について

（５）その他

4．出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 松田基準審査課長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5．配布資料

資料 1 食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

資料 2 農薬専門調査会における審議状況について

資料 3 食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）

資料 4 食品安全モニターからの報告（平成 19 年 1 月分）について

6．議事内容

○見上委員長 ただ今から「食品安全委員会」第 180 回会合を開催いたします。本日は 6 名の委員が出席です。また、厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料「食品安全委員会（第 180 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 4 点でございます。

資料 1 が「食品健康影響評価について意見を求めたことの下げについて」。

資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）」です。

資料 4 が「食品安全モニターからの報告（平成 19 年 1 月分）について」でございます。
不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について（評価要請の取下げ）」でございます。

「遺伝子組換え食品等 2 品目」につきまして、食品健康影響評価要請の取下げがございました。厚生労働省の松田基準審査課長より説明があります。よろしくをお願いいたします。

○松田厚生労働省基準審査課長 厚生労働省の松田でございます。資料 1 に基づきまして、簡単に御説明申し上げます。

今回食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しておりました DNA 技術応用添加物 2 品目について、企業側から取下げの申出がありましたので、今回、こちら側からの評価依頼を取下げさせていただきたいということのお願いでございます。

まず 1 番目の「BRG-1」というものでございますけれども、本品はパチルスサチルスにパチルスステロサーモフィルス由来の α - アミラーゼ遺伝子を導入することで、 α - アミラーゼの生産性を向上するというものだったわけございまして、平成 15 年 10 月 30 日に厚生労働省より食品安全委員会に評価をお願いしたものでございます。

これにつきましては、今回企業側の組換え添加物を担当する人が非常に少なく、別の品目に人材を集中したいということもありまして、今回これは取下げたいということでございます。

もう一つ裏側になりますけれども、マルチフェクト キシラナーゼですけれども、これはトリコデルマリン性変異株に同じくトリコデルマリン性由来の改変キシラナーゼ遺伝子を導入することで、キシラナーゼの生産性を向上するというものでございます。平成 16 年 12 月 3 日付けで厚生労働省より評価依頼をお願いしたところでございます。本品につきましては、企業側から調査会からの指摘事項に対応するための追加データの提出が困難であること等から取下げたいという申し入れがありましたので、今回、評価依頼を取下げさせていただきますということでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

最初の α - アミラーゼもキシラナーゼと同じように調査会からの指摘事項があったのですか。

○松田基準審査課長 事務局から聞いている範囲では、食品安全委員会の事務局といういろいろなやっている間に若干の指摘はいただいているそうですけれども、調査会からの指摘までは至ってなかったというように聞いております。

○見上委員長 分かりました。外に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、遺伝子組換え食品等 2 品目につきましては、取下げということで処理することといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。「フェンブコナゾール」につきましては、専門調査会から意見情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは資料 2 を御覧いただきたいと思います。「農薬専門調査会における審議状況」ということで、厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められました「フェンブコナゾールに係る食品健康影響評価」につきましては、昨年の 12 月 25 日に開催された第 2 回農薬専門調査会確認評価第一部会、それから本年の 2 月 19 日に開催された農薬専門調査会幹事会において審議がされ、審議結果案が取りまとめられました。本日御了解をいただきましたならば、会議終了から 3 月 30 日までの 30 日間、広く国民の意見情報の募集を行いたいと思っております。

3 ページの「審議の経緯」でございますが、2001 年 4 月に初回の農薬登録が行われています。その後、2006 年 2 月になりますが、適用の拡大に関わるということなので、健康影響評価の要請が来ております。

2006 年 7 月、このものについてはポジティブリストには関わっているということで、これに関する追加要請の評価が行われているところでございます。

2007 年 2 月になりますが、インポートトレランスの関係で申請がございまして、その資料の受理が 2 月に行われています。

6 ページ、フェンブコナゾールにつきましては、開発の経緯にも記載がございますけれども、トリアゾール系の殺菌剤ということで、作用機構は菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成阻害でございます。米国、西ヨーロッパ諸国を始めとする多くの国で登録がされており、日本では 2001 年 4 月 26 日に初めて農薬登録がされ、2005 年 1 月 20 日にダウ・ケミカル日本株式会社により農薬取締法に基づく適用拡大の登録申請がなされております。

加えて 2007 年の 1 月 26 日に同じく同社より、いわゆるインポートトレランスの申請がなされているところでございます。

後ろの方になりますが、20 ページを用いて御説明したいと思います。

「総合評価」になりますが、動物体内運命試験につきましては、フェンブコナゾールは主として胆汁を経由してフェンブコナゾール中に排泄されと考えられました。

主要な代謝物は H 及び I でございまして、植物体内運命試験の結果、主体な代謝物は B、R 及び S でございました。この B とか R というのは、23 ページにその略称についての化学的な名称の記載がございますので、そちらを御参照ください。

それからフェンブコナゾール及び代謝物 B を分析対象化合物としまして、作物残留試験を行いましたところ、これらの結果については、25 ページ、26 ページに記載がございますけれども、フェンブコナゾールの最高値は最終散布 1 日後に収穫したもも、果皮について、4.48mg/kg でございました。

代謝物 B は検出限界以下か検出されても少量ということでございました。

こうした結果などから農産物の暴露評価対象物質をフェンブコナゾール親化合物のみと設定いたしております。

各種毒性試験の結果から催奇形性及び遺伝毒性は認められておりません。遺伝毒性の結果については、16 ページに一覧表がございますが、in vivo、in vitro とともに陰性ということでございました。

20 ページに戻りますけれども、発がん性試験につきましては、ラットの甲状腺及びマウスの肝臓に腫瘍の増加が認められましたが、発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、本剤の評価に当たり、閾値を設定することは可能であると考えられております。このラットの甲状腺の腫瘍、マウスの肝臓の腫瘍についてのメカニズムの考察というのは 17 ページに

甲状腺に関連して、18 ページには肝臓に関連するものが評価としてまとめられているところでございます

戻りまして 20 ページ真ん中辺りですが、評価に用いた評価書等に記載されている各試験の無毒性量などは、表 4、21 ページ、22 ページに記載のところでございます。

これを見ていただきますと分かりますが、各試験の無毒性量の最小値はマウスを用いた 18 か月の発がん性試験で得られました 1.28mg/Kg 体重/日でございました。22 ページの表の一番上のカラムにあります、1.28mg/Kg 体重/日でございました。

この試験では最小毒性量以下の用量を低く設定し過ぎているということ。

それから、ラットにおける無毒性量は 90 日間の亜急性毒性試験で 1.3mg/Kg 体重/日ということで、ラットについては 21 ページの一番上のカラムに 90 日の亜急性、2 つ下がったところに 2 年間の慢性毒性/発がん性併合試験がございますけれども、そこに記載のとおりということで、90 日の亜急性毒性試験では 1.3mg/Kg 体重/日でございましたけれども、より長期で行った 2 年間の慢性毒性/発がん性併合試験では 3.03mg/Kg 体重/日ということで、この差は用量設定の違いによるものであることと考えられることから、より長期ということで、慢性毒性/発がん性の併合試験の方の結果を影響の根拠とするのが妥当と考えました。

したがって、農薬専門調査会においては、ラットを用いた 2 年間の慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量であります 3.03mg/Kg 体重/日を根拠としまして、安全係数 100 で除した 0.03mg/Kg 体重/日を一日摂取許容量として設定いたしました。暴露量につきましては、先ほども言いましたように、ポジティブリストに移行諮問ということもございますので、当該評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に確認するということを追加しております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは本件につきましては、意見情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全委員会の 2 月の運営について(報告)」、事務局から報告願います。

○小木津総務課長 それでは、資料 3 に基づきまして、食品安全委員会の 2 月の運営状況

について御報告いたします。

1 ページ目が食品安全委員会の開催状況でございますが、第 176 回会合が 2 月 1 日に開催されておりまして、冒頭小泉委員が委員長代理に指名されております。

また、評価要請として、遺伝子組換え「プロテアーゼ」について厚生労働省から説明を受けております。

また、汚染物質、化学物質の専門調査会におきまして審議されておりました清涼飲料水 9 品目と、水道水「塩素酸」につきまして、意見情報の募集に着手しております。

1 月の運営状況報告がございました。また、12 月分の「食品安全モニター」からの報告がありました。

第 177 回会合ですが、2 月 8 日に開催されております。添加物 2 品目につきまして、評価要請を受けて、厚生労働省から説明を受けております。

また、農薬 5 品目につきまして、これはすべてポジティブリスト制度関連でございますが、厚生労働省から説明を受けております。

また、動物用医薬品 8 品目につきましても、これもポジティブリスト制度関連でございますが、厚生労働省から説明を受けております。

添加物ブタナールにつきまして、意見情報の募集に着手しております。

動物用医薬品でございますが、3 品目につきまして、意見情報の募集に着手しております。

2 ページ、肥料・飼料専門調査会の関係ですが、3 品目につきまして、意見情報の募集に着手しております。

また、OIE コードの改正について農林水産省から説明を受けております。

また、食品安全基本法 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップの報告がありました。

また、「食の安全ダイヤル」19 年 1 月分についての報告がございました。

第 178 回会合、2 月 15 日分でございますが、遺伝子組換え食品 2 品目につきまして、意見情報の募集に着手しております。

また、遺伝子組換えの「ジェランガム K3B646」について評価結果を検討の上、その結果を厚生労働大臣に通知しております。

第 179 回会合、2 月 22 日分でございますが、食品衛生法第 18 条第 1 項の規定に基づき定められた食品添加物等の規格基準による容器・包装の強度等試験法の改正につきまして、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかどうかという点についての照会がありまして、検討の上、必要でないときに該当するということを確認し、そ

の旨の回答を厚生労働大臣に通知しております。

また、評価要請案件、遺伝子組換え食品等4品目につきまして、厚生労働省並びに農林水産省から説明を受けております。

企画専門調査会で審議されました平成19年度の食品安全委員会運営計画(案)につきまして、一部修正の上国民からの意見の募集に着手しております。

また、農薬専門調査会で審議中の3品目の農薬につきまして、意見募集に着手しております。

また、「農薬カズサホス」につきましては、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

新開発食品「キリン ブナハリ茸」につきましても、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

3ページからが専門調査会の運営状況ですが、開催日時のみ御報告させていただきます。

企画専門調査会が2月13日に開催されております。

添加物専門調査会が2月28日。

農薬専門調査会につきましては、確認評価第三部会が2月5日、幹事会が2月7日、総合評価第一部会が2月7日、確認評価第一部会が2月16日、その後に非公開会合が引き続き行われ、また、幹事会が2月19日、同日総合評価第二部会が非公開で開催されております。

裏側にまいりまして、動物用医薬品専門調査会が2月23日に公開会合と非公開会合の順で開かれております。

また、確認評価部会が2月28日に開催されております。

微生物専門調査会が2月5日、2月20日ともにウイルス専門調査会と合同で開催されております。ウイルス専門調査会については同様でございます。

5ページ、プリオン専門調査会ですが、2月1日、2月14日に開催されております。

遺伝子組換え食品等専門調査会が2月13日に非公開会合が開催されております。

新開発食品専門調査会につきましては、2月26日に公開会合、非公開会合の順で開催されております。

意見交換会等の開催状況ですが、2月14日に山梨県の甲府市で農薬に関する意見交換会が開催されております。

6ページ、2月22日に同じく農薬に関してですが、沖縄県那覇市で意見交換会が開催されております。

また、関係団体等との懇談会の開催状況ですが、2月1日に消費科学連合会と、2月15

日に全国消費者団体連絡会と懇談会を開催しております。

また、「食品の安全性に関する指導者育成講座」も各地で開催されておりますが、2月2日に大阪市、2月7日に徳島県徳島市、2月9日に埼玉県さいたま市。

裏側ですが、2月13日に広島県広島市、2月14日に岡山県岡山市、2月23日に愛知県岡崎市で開催されております。

その他といたしましては、2月9日に第3回の緊急時対応訓練（個別要素訓練）が実施されております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、あるいは説明事項につきまして、御質問、御意見ございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告（平成19年1月分）について」です。事務局から報告願います。

○吉岡勸告広報課長 「食品安全モニター」からの平成19年1月の報告でございますが、39件ございました。その内容でございますが、食品衛生管理関係が17件と最も多くなっておる状況でございます。

それでは、当委員会のコメントを中心に御報告をいたします。

2ページ「食品安全モニターの重要な役割について」ということで、県でノロウイルスによる緊急対策講習会が開かれた。行政の素早い対応はリスクコミュニケーションの質の向上につながるが、参加者全員に正確な情報が伝わっていない場合もあり、限界を感じた。そこで委員会からもらった資料を配布するなど情報提供を行った。このように地域への情報提供をモニターに働きかけることにより、全国のモニター一人一人が小規模でも委員会の情報を正しく伝えることができるなら、社会全体でリスクに対して適切な対応を採れるようになると思うという御意見でございます。

「食品安全モニター」の方には、日常生活を通じて当委員会と地域との橋渡しの役割、地域への情報の普及ということをお願いしておるところでございますが、今回もノロウイルスに関する情報を地域の方々に伝えていただいたという活動の御報告でございます。

また、食品安全委員会では地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するために、地域の指導者育成講座を今年度から開催しておりますし、また、19年度におきましても、本講座を引き続き実施するとともに、新たにリスクコミュニケーション養成講座を行うこととしておりますので、それへの積極的な応募を呼びかけております。

3 ページがリスクコミュニケーション関係でございます。納豆のダイエット効果を取り上げたテレビ番組について、国民に対して正しい知識の啓蒙に努めてほしいという御意見でございます。

これにつきまして、食品の安全性を始めとする食の知識と理解を深めていただくことが重要という観点から、食品安全委員会では、食育推進の観点からも、ホームページ、メルマガ、季刊誌等を通じまして、幅広く情報の発信に努めている外、意見交換等を通じてリスクコミュニケーションを積極的に実施しているところでございます。

また、マスメディアに対しても、適宜プレスリリースを行うとともに、懇談会を定期的で開催しております。

また、ホームページにおきましても、安全性の面から問題のある事例については、健康被害事例として掲載をしているところでございます。

なお、納豆は栄養素に富む食品でございますので、特定の成分に着目して摂取するより、バランスのよい食事の中で採ることが重要でしてあります。

4 ページ、鳥インフルエンザ関係で、鳥インフルエンザの発生を受けて、早急に原因究明と再発防止策を打ち出し指導を徹底してほしい等の御意見でございます。

食品安全委員会におきましては、現在のところ我が国において鶏肉、鶏卵は安全であるとして、本年 1 月 13 日に鳥インフルエンザの発生に関する委員長談話を公表し、国民の皆様は冷静に対応していただきますようお願いをしたところでございますので、当委員会の考え方について御紹介をしております。

6 ページ、食品添加物関係でございます。食品添加物に対しては、複合的、蓄積的な人体への影響を含め、様々な角度から安全性の確認をお願いしたいという御意見です。

これにつきましては、食品安全委員会では個々の食品添加物の安全性の評価を行ってあるところでございまして、複数の化学物質を同時に摂取した場合のリスク評価につきましては、その検討は行われておりませんが、ADI の設定の際に適切な安全係数を取っていること、また、実際の摂取量は設定された一日摂取許容量をかなり下回っておることから、現在のところ問題はないものと考えられます。

また、食品添加物の複合影響に関する情報収集調査を実施しており、その結果が取りまとめられた段階で公表するとしております。

8 ページが「ポジティブリスト制度導入と食品安全委員会の対応について」と題しまして、今後ともポジティブリスト制度の徹底を図っていただきたいという御意見でございます。

ポジティブリスト制度導入に当たっては、あらかじめリスク評価を行う暇がなく、また、

国民の健康保護と制度の迅速な導入を図る必要もあるということから、通常の評価の手順とは異なりますが、先に制度を導入し事後に食品安全委員会がリスク評価を行うこととなったわけですが、現在、専門委員を増員し、また評価部会を設置するなど体制を強化するとともに、実施手順を策定し、調査審議を進めているところであるというコメントであります。

9 ページがアクリルアミドについて、経過も重大な問題として十分に説明してほしいという御意見です。

これに対するコメントでございますが、アクリルアミドにつきましては、平成 17 年 6 月に食品安全委員会としてファクトシートを作成し、ホームページ等を通じて情報提供を行っているところであり、今後分かりやすく情報収集を行うとともに、それを整理し、可能な範囲でその内容や経過も含め情報提供に努めてまいりますとしております。

10 ページが安息香酸とアスコルビン酸の化学反応により生成されるベンゼンの危険性についての報道を受けて、重く受け止めて調査をしてほしいという御意見でございます。

清涼飲料水中のベンゼンについては、現在厚生労働省におきまして、製造業者等への指導や関連知見の収集に努めているところですが、食品安全委員会におきましても、平成 18 年度の食品安全確保総合調査の中で複合影響による情報収集を行うとともに、ベンゼンそのもののリスク評価については、厚生労働省からベンゼンを含む 48 物質について、清涼飲料水の基準の改正に関しまして、意見を求められており、審議の準備を進めておるところでございます。

また、情報システムから海外の情報についての検索が可能ですので、その検索の仕方を御紹介をしております。

11 ページ「微生物・ウイルス関係」、ノロウイルスについて、原因究明と対応策等の御意見等を頂いております。

ノロウイルスによる食中毒は、二枚貝の生食や調理従事者からの二次感染による様々な食品が原因となり、ヒトからヒトへの二次感染もございます。ノロウイルスによる食中毒を防ぐため、十分な加熱、野菜、手指の洗浄等の予防策について御紹介をするとともに、ホームページのトピックスを御紹介しております。

それから、13 ページが食品衛生管理関係ということで、大手菓子メーカーの消費期限切れの牛乳使用等の問題や遺物混入、あるいは食品メーカーの自主回収等についての御意見でございます。

16 ページ、食品表示関係の御意見でございます。消費期限と賞味期限について、消費者が正しく理解できるようにしてほしいといった御意見を頂いております。

19 ページ「その他」ということで、クローン技術でつくった食の安全性について、知らない間に我々の食卓にクローン食品が上ることがないように配慮をお願いしたいという御意見を頂いております。

これは、米国食品医薬品庁が平成 18 年 12 月に体細胞クローン技術を使用した牛等の肉やミルクは食用として安全との暫定報告書を取りまとめ、現在、一般からの意見聴取を行っていることを受けての御意見でございまして、食品安全委員会としては、米国での動向や厚生労働省、農林水産省による研究の成果を注視したいと考えておりますというコメントでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問ございますか。
よろしいですか。

それでは、外に何かございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 180 回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、3 月 8 日木曜日、14 時からの開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、明日 2 日金曜日 14 時から農薬専門調査会確認評価第一部会が公開で開催。

7 日水曜日、14 時から農薬専門調査会幹事会が公開で開催。

引き続き、総合評価第一部会が非公開で開催。

8 日木曜日 10 時から、微生物・ウイルス合同専門調査会が公開で開催される予定となっております。

さらに食品に関する「リスクコミュニケーション東京 米国における微生物のリスク評価」を 7 日、水曜日 13 時から東京ウィメンズ・プラザで開催を予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。これで終わります。